



2021年5月28日

各位

会社名 株式会社横田製作所
 代表者名 代表取締役社長 横田 義之
 (コード番号:6248)
 問合せ先 経理総務部長 坂根 裕二
 TEL:082-241-8674(代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年5月28日開催の取締役会において、定款の一部変更を行うことを2021年6月24日開催予定の当社第68回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役として有用な人材の招聘を行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、定款第30条第2項を新設するものであります。なお、本項の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 監査役として期待される役割を十分発揮できるよう、社内監査役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、定款第37条第2項を変更するものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第30条 (条文省略) (新設)	(取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり) <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損額賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
(監査役の責任免除) 第37条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(監査役の責任免除) 第37条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2021年6月24日
 定款変更の効力発生予定日 2021年6月24日

以上